

環境関連法規制等登録簿

1. 法律・条例

主な環境側面	関連法規	主要条文	改正有無	適用内容
事業活動全般	環境基本法	第8条 第9条	無	事業者の責務 国民の責務
	東京都環境基本条例	第6条 第7条	無	事業者の責務 都民の責務
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第89条 第90条	無	指定作業場の設置の届出 指定作業場の変更の届出
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	第4条 第10条	無	国民、民間団体等の責務 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	第4条	無	事業者の責務
	小金井市環境基本条例	第3条 第6条 第7条 第13条 第18条 第21条 第25条	無	基本理念 事業者の責務 教育機関の責務 環境影響評価 情報の収集及び提供 点検評価の実施 環境学習
エネルギーの使用	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	第4条 第7条 第8条 第9条 第13条 第14条 第15条 第16条	2023年 4月1日 一部改正 施行	エネルギー使用者の努力 「 <u>エネルギーの使用の合理化</u> 」が「 <u>合理化及び非化石エネルギーへの転換</u> 」に、「 <u>電気の需要の平準化</u> 」が「 <u>電気の需要の最適化</u> 」に改正。 特定事業者の指定 第1項中、エネルギーの使用の「 <u>合理化</u> 」を特に推進する必要がある者として指定、の「 <u>合理化</u> 」を「 <u>合理化又は非化石エネルギーへの転換</u> 」に改正。 エネルギー管理統括者の選任・届出 「 <u>非化石エネルギー転換の中長期計画書の作成</u> 」が追加された。 エネルギー管理企画推進者の選任・届出 第2種エネルギー管理指定工場等の指定 エネルギー管理員の選任・届出 中長期的な計画の作成 第1項の後に、「 <u>非化石エネルギーへの転換目標達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出する</u> 」が第2項として追加された。 エネルギー使用状況等にかかる届出・定期報告
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 施行令	第2条	2023年 4月1日 一部改正 施行	特定事業者の指定にかかるエネルギーの使用量（特定事業者の指定要件は原油換算1500KL/年以上）

主な環境側面	関連法規	主要条文	改正有無	適用内容
危険物質等(灯油)	水質汚濁防止法	第14条の2	無	事故時の措置
	消防法	第14条の3の2	無	定期点検(危険物施設)
消耗品, 準備品, 備品	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	第5条	無	事業者及び国民の責務
	環境物品等の調達の推進に関する基本方針			環境物品等の調達の推進 「判断の基準」・「配慮事項」の順守
地球温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	第5条 第6条 第23条 第26条 第36条	2022年 7月1日 一部改正 施行	事業者の責務 国民の責務 事業活動に伴う排出抑制等 温室効果ガス算定排出量の報告 (事業者単位での算定・報告) 事業者の事業活動に関する計画等 ※温室効果ガスの「排出の抑制等」が、「排出量の削減等」に改正された。
	地球温暖化対策の推進に関する法律 施行令	第5条	無	特定排出者(原油換算エネルギー使用量が1500KL/年以上の事業者)
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第5条の5 第5条の8 第5条の9 第5条の11 第5条の12 第5条の16 第5条の22 第5条の24 第5条の25 第6条 第6条の2 第8条の23 第8条の24第1項	無	地球温暖化対策の推進 指定地球温暖化対策事業所の指定等 (特定地球温暖化対策事業所) 指定地球温暖化対策事業所の変更等 特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減(総量削減義務の導入) 削減義務率 基準適合の検証(登録検証機関) 振替可能削減量の振替等の申請(排出量取引導入) 削減目標の設定 温室効果ガス排出量の把握 地球温暖化対策計画書の作成等 統括管理者等の選任等 「統括管理者」の選任義務(第1項) 「技術管理者」の選任義務(第2項) 地球温暖化対策報告書の作成等 地球温暖化対策報告書の公表

主な環境側面	関連法規	主要条文	改正有無	適用内容
地球温暖化対策	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 施行規則	第4条 第4条の2 第4条の3 第4条の5 第4条の6 第4条の7 第4条の8 第4条の9 第4条の10 第4条の16 第4条の17 第4条の18 第4条の22 第4条の23 第4条の24 第5条の17 第5条の19 第5条の20	無	指定地球温暖化対策事業所 (原油換算エネルギー使用量1500KL/年以上が該当事業所) 特定地球温暖化対策事業所 削減計画期間 特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出 指定地球温暖化対策事業者の指定等の通知 指定地球温暖化対策事業者の変更等 指定の取り消し 義務履行期限 振替可能削減量 削減義務率 基準排出量 基準排出量の決定の申請 削減目標の設定 地球温暖化対策計画書の提出 統括管理者等の選任 地球温暖化対策計画書の作成等 地球温暖化対策報告書の提出 地球温暖化対策事業者による地球温暖化対策報告書の公表
空調設備	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第16条 第19条 第41条 第43条 第74条	2022年 8月22日 改正	事業者の責務→管理者の判断基準 フロン類算定漏えい量等の報告等(2015年改正で追加) 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等 第一種特定製品整備者・廃棄等実施者の費用負担 2022年8月22日改正 <u>第1種特定製品の管理者が3か月に1回行う簡易点検の実施方法が改められた。※簡易点検の常時監視システムによる実施可。</u>
上質紙, 缶, ビン, ペットボトル, 新聞, 雑誌, 乾電池, ダンボール, OA用紙, OA機器, 可燃ゴミ, その他の不燃ゴミ, 建築廃材(石綿含有廃棄物を含む)	循環型社会形成推進基本法	第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第11条 第12条	無	循環型社会の形成 適切な役割分担等 原材料, 製品等が廃棄物等となることの抑制 循環資源の循環的な利用及び処分 循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則 施策の有機的な連携への配慮 事業者の責務 国民の責務
	資源の有効な利用の促進に関する法律	第4条 第5条	無	事業者等の責務 消費者の責務
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第4条	無	事業者及び消費者の責務
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第6条	無	発注者の責務

主な環境側面	関連法規	主要条文	改正有無	適用内容
上質紙、缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、乾電池、ダンボール、OA用紙、OA機器、可燃ゴミ、その他の不燃ゴミ、建築廃材（石綿含有廃棄物を含む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第2条の4 第3条 第6条の2第6,7項 第6条の3 第11条 第12条 第12条の2 第12条の3第7項	無	国民の責務 事業者の責務 事業者の一般廃棄物の運搬処分の委託 事業者の協力 事業者及び地方公共団体の処理 事業者の処理 事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理 産業廃棄物管理票（産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成・都道府県知事への提出）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令	第2条の4 第3条 第4条の3 第4条の4 第6条 第6条の2 第6条の5 第6条の6	2022年 4月1日 一部改正 施行	特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物、特定有害産業廃棄物（PCB他）、廃石綿（工作物含む）等） 一般廃棄物の収集、保管、運搬、処分等の基準（石綿含有一般廃棄物（石綿0.1%以上含有）含む） 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準 事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準 産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（石綿含有産業廃棄物（石綿0.1%以上含有）含む） 事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）第十四条第一号若しくは第二十条第一号の規定による承諾」追加 特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（廃石綿等含む） 事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第8条 第8条の4の2第6項 ホ	無	産業廃棄物保管基準 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（石綿0.1%以上含有）が含まれる場合は、その旨を委託契約書に記載しなければならない。
	東京都廃棄物条例	第8条 第10条 第11条 第12条 第14条第1項 第17条	無	事業者の基本的責務 事業系廃棄物の減量等 都民の基本的責務 商品の選択 産業廃棄物管理責任者の選任 産業廃棄物管理票
	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第11条 第17条 第20条 第27条 第40条 第42条 第66条	無	基本的責務 事業者の減量義務 一定規模以上の事業用建築物の所有者等の義務 事業系廃棄物の処理 事業系一般廃棄物保管場所の設置 一般廃棄物管理票 一定規模以上の建築物の廃棄物保管場所等の設置

主な環境側面	関連法規	主要条文	改正有無	適用内容
上質紙, 缶, ビン, ペットボトル, 新聞, 雑誌, 乾電池, ダンボール, OA 用紙, OA 機器, 可燃ゴミ, その他の不燃ゴミ, 建築廃材 (石綿含有廃棄物を含む)	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則	第9条 第10条 第11条 第12条 第20条 第21条	無	一定規模以上の事業用建築物 廃棄物管理責任者 一定規模以上の事業用建築物における減量及び再利用計画 再利用対象物の保管場所 事業系廃棄物保管場所の設置基準 一般廃棄物管理票対象事業者
エアコン, テレビ, 冷蔵庫, 洗濯機	特定家庭用機器再商品化法	第6条	無	事業者及び消費者の責務
生ゴミ (関連業者)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第4条	無	事業者及び消費者の責務
冷温水発生機 (西館)	大気汚染防止法	第3条 第6条 第8条 第13条 第16条 第17条の2	無	排出基準 ばい煙発生施設の設置の届出 ばい煙発生施設変更等の届出 ばい煙排出の制限 ばい煙等の測定 事業者の責務
冷温水発生機 (西館)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第68条 第94条 第98条	無	規制基準の遵守等 ばい煙濃度の測定等 事故届等
自家用発電機 (エネルギーセンター, 西館)	電気事業法	第48条第1項	無	事業用電気工作物の設置・変更の工事届出
	電気関係報告規則	第4条	無	公害防止等に関する届出

主な環境側面	関連法規	主要条文	改正有無	適用内容
ヒートポンプチラー (西館)	騒音規制法	第6条 第8条 第10条	無	特定施設の設置の届出 特定施設の数等の変更の届出 氏名の変更等の届出
化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第2条 第4条	無	定義等 事業者の責務
有害物質使用特定施設 (スクラバー、ドラフトチャンバー他)	水質汚濁防止法	第5条 第12条の4 第14条第5項	2016年 7月1日 改正施行	特定施設等の設置の届出 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務 排水水の汚染状態の測定 (定期点検の実施・保存) <u>法第3条第1項、法第27条 (2016年7月1日改正施行)</u> 「平成25年の改正により、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準が設定されている13業種のうち、1業種 (粘土かわら製造業) については暫定排水基準から一般排水基準へ移行し、残る12業種のうち7業種 (例: 電気めっき業) については、一部の項目についても現行の暫定排水基準が強化された。その他5業種 (例: 金属鋳業) については現行の暫定排水基準を維持し、適用期限が3年間延長された。」
水冷チラー (東館)、空冷チラー (西館・北館・ナノテック)、窒素発生機 (東館)、不活性ガス消火設備※窒素 (西館)	高圧ガス保安法	第5条	2021年 4月1日 改正施行	高圧ガスの製造の許可 <u>第2条第1項第22号の2 (2021年4月1日改正施行)</u> コールド・エバポレータの定義が見直され、貯槽 (二重殻真空断熱式構造のものに限る) 及び蒸発器のみで構成される定置式製造設備とされた。
B1F 消火設備室 (西館)	高圧ガス保安法	第17条の2	2021年 4月1日 改正施行	第二種貯蔵所設置の届出 <u>第2条第1項第22号の2 (2021年4月1日改正施行)</u> 同上

主な環境側面	関連法規	主要条文	改正有無	適用内容
放射線（イオン ビーム工学研究 所）	放射性同位元素等の規制に関する 法律	第 12 条 第 20 条 第 21 条 第 22 条 第 23 条 第 34 条 第 36 条	無	施設検査、定期検査、定期確認 放射線測定(人や場所) 放射線障害予防規定届出 教育訓練 健康診断 放射線取扱主任者選任届 主任者定期講習
	放射性同位元素等の規制に関する 法律施行規則	第 10 条の 2 第 20 条 第 39 条	無	氏名等の変更届(総長交代時) 放射線測定(人や場所) 放射線管理状況報告書
毒物・劇物		第 11 条 第 12 条	無	毒物又は劇物の取扱 毒物又は劇物の表示

主な環境側面	関連法規	主要条文	改正有無	適用内容
屋内環境	大気汚染防止法	第2条 第18条の14 第18条の17	2022年 4月1日 一部改正 施行	「特定粉じん排出等作業」とは、特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業のうち政令で定めるもの（第12項） 2006年10月1日の法改正により特定粉じん排出等作業に該当する作業等の範囲が拡大された。 ※ 建築物以外の工作物の解体等の作業を追加含有する石綿の質量が建築材料の質量0.1%を超えるものが特定建築材料に該当（建築材料に意図的に石綿を含有させているものは、従来どおり、含有率の大小を問わず特定建築材料に該当。） 「特定工事」という項目が新設された。 特定粉じん排出等作業に係る規制基準「特定建築材料の種類」が追加された。 特定粉じん排出等作業の実施の届出（都道府県知事）が、「解体等工事に係る調査及び説明等」に変更され一定規模（床面積合計80平米以上の解体工事、請負代金合計100万円以上（材料費及び消費税を含む）の建築物の改造・補修作業以上の解体・改造・補修工事）について、アスベストの有無に関わらず、アスベスト調査結果の報告が義務化された。
	大気汚染防止法 施行規則	第10条の4 第13条 第16条の4	無	特定粉じん排出等作業の実施の届出 ※ 作業基準に定める掲示板の設置状況を示す見取図を届出書に添付することを義務付け ※ 届出は、様式第三の五による届出書によってしなければならない。 届出書の提出部数等 作業基準（建築物以外の工作物に適用される作業基準は、従来の建築物における作業基準と同様）
施設等の緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例 （自然保護条例）	第13条 第14条	無	施設等の緑化義務 緑化計画書の届出（千㎡以上の敷地で新築・改築の際）
建築物による環境配慮	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第20条 第21条	無	配慮指針に基づく環境配慮の措置（建築物の新築又は改築の場合にあっては延べ面積が、建築物の増築の場合にあっては増築部分の延べ面積が、2㎡であることとする。） 建築物環境計画書の作成等
感染性廃棄物 （注射針・採血管） の廃棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2 第12条の3第7項	無	事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理 産業廃棄物管理票 （産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成・都道府県知事への提出）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第8条の13	無	特別管理産業廃棄物保管基準
	東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱	第4条 第5条	無	責任者の設置に係る報告書の提出 責任者の変更に係る報告書の提出

2 その他の要求事項

主な環境側面	要求事項	主要 条文	改正 有無	適用内容
アスベスト（建築材 中にふくまれるもの）	東京都指導指針 建築物の解体又は改修工事において 発生する石綿を含有する廃棄物の適 正処理に関する指導指針 (R4.4.1 改正)		無	建築物の解体、改修工事において発生する 石綿を含有する廃棄物（飛散性のもの及び 非飛散性のもの）の適正処理
エネルギー全般	環境自主行動計画 H27.7.29 全私学連合の申し合わせ		【目標】	<p>① 第一次の環境自主行動計画では、「前年度比マイナス1%」(※)との目標を掲げつつも、実際には、教育研究活動を活発に行う際の私立学校が抱える特性や東日本大震災後の原発停止により火力発電量が増加したこと等により、基準年度（2007年度）との比較で増加との結果となったため、改めて2015年度を基準年度に、2016年度から2020年度の間において、CO₂排出量が、「前年度比マイナス1%」(※)になるよう、引き続き教育や研究の内容に応じて削減のための努力をする。</p> <p>(※) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）第5条第1項の規定に基づく“工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準”を定めた経済産業省告示第66号（平成21年3月31日）の「Ⅱエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置」に規定されている事業者ごとの努力目標を参考として設定。</p> <p>② 公の教育機関である私立学校ならではの環境教育・環境保護に関する研究の促進などを通じ、将来にわたり地球温暖化対策で社会に大きく貢献する。</p>